

あわつと感染症情報(2025-39)

千葉県安房保健所発
2025年10月3日配信

☆今週のトピックス☆

日本紅斑熱が増えています！

第39週に県内で1例の届出があり、累計は直近10年で最も多い34例となりました。

近年は11月頃まで届出があるため、引き続き注意が必要です。

日本紅斑熱は、病原体を持つマダニに咬まれることで感染します。

千葉県では、毎年、春から秋にかけて患者が発生しており、患者の主な発生地域は千葉県南部です。

農作業や草刈りなどで山林や草むらに立ち入る際には、①長袖長ズボンなど肌の露出のない服装にする②忌避剤(防虫スプレー)を使用する③帰宅したらすぐに着替え、シャワーを浴びる、などの対策をしましょう。

このような症状があったらすぐに
受診しましょう！

- ✓ 発熱
- ✓ 発疹
- ✓ 刺し口
- ✓ 頭痛
- ✓ 倦怠感



！日本紅斑熱は4類感染症です。
診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に発生届を提出する必要があります。

<参考>・日本紅斑熱について(千葉県) <https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/virus/madani.html>

☆安房管内の感染症発生状況☆

新型コロナウイルス感染症

安房

県内

★安房管内における2025年第39週(令和7年9月22日～令和7年9月28日)の定点医療機関当たりの報告数は**2.67人**と前週3.50人と比べ、減少しています。

(県全体の報告数は5.70人と前週6.69人と比べ、減少)

<参考>・新型コロナウイルス感染症について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-chiba-index.html>

・新型コロナウイルス感染症への対応(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-category5.html>

インフルエンザ

安房

県内

★安房管内における2025年第39週(令和7年9月22日～令和7年9月28日)の定点医療機関当たりの報告数は**0.33人**と前週0.00人と比べ、増加しました。

(県全体の報告数は1.30人と前週1.15人と比べ、増加)

<参考>インフルエンザから身を守る(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/influenza/influenza-yobou.html>

感染性胃腸炎

安房

県内

★安房管内における2025年第39週(令和7年9月22日～令和7年9月28日)の定点医療機関当たりの報告数は**1.00人**と前週0.25人と比べ、増加しました。

(県全体の報告数は3.78人と前週3.26人と比べ、増加)

<参考>・感染性胃腸炎(特にノロウイルス)について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

・ノロウイルスに関するQ&A(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎

安房

県内

★安房管内における2025年第39週(令和7年9月22日～令和7年9月28日)の定点医療機関当たりの報告数は4.50人と前週1.75人と比べ増加しました。

(県全体の報告数は2.24人と前週2.07人と比べ、増加)

<参考>・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎(厚生労働省)<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-17.html>

・溶連菌(A群レンサ球菌)感染症(国立成育医療研究センター)<https://www.ncchd.go.jp/hospital/sickness/children/yorenkin.html>

❀安房管内の全数届出疾患❀

全数届出疾患:全ての医師の方は、対象の感染症の診断を行った際に、掲載の届出様式により最寄りの保健所に届け出る必要があります。

★第39週の発生届はありませんでした。

❀お知らせ❀

医師の皆様へ

全ての医師は、対象の感染症の患者を診断したとき
迅速に管轄の保健所に届出を行うことが、
感染症法で義務付けられています。



届出は感染症拡大防止のための必要な調査や措置の起点となるとともに、感染症の発生状況として還元され、国民や医療機関の皆様の予防・診断・治療に役立ちます。
届出をしなかった場合には、法律上罰金が科されます。

感染症法に基づく医師の届出についての正しい知識と理解、そして届出につなげるために、パンフレットをぜひご利用ください。

<参考>

・「感染症対策に関する行動経済学的研究」に基づく研究成果の一環として作成されたハンドブック(別添と同内容)(EIPM Center)
<https://www.eipm.osaka-u.ac.jp/top-menu/movie-others/pamphlet250708>

【配信元】

千葉県安房保健所(安房健康福祉センター)
健康生活支援課 あわっと感染症情報 担当
Tel:0470-22-4511
Mail:awat-news@mz.pref.chiba.lg.jp